

閣郵委第33号
平成20年6月18日

総務大臣
増田 寛也 殿

郵政民営化委員会
委員長 田中 直毅

郵政民営化法第76条の規定に基づく郵政民営化委員会の意見について

平成20年4月8日付け総郵第55号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、別添のとおり意見を提出する。

郵便事業株式会社の新規業務（国際貨物運送に関する貨物利用運送事業、貨物航空運送代理店業、貨物自動車運送事業、通関業、倉庫業及びこれらに附帯する業務を組み合わせて、荷主に対して行う国際物流業務）に関する郵政民営化委員会の意見

1 基本的な考え方

郵政民営化は、「国民の利便の向上」、「競争の促進」及び「株式の早期上場」の3つの条件が満たされるように実施することが必要である。

郵便事業株式会社が成長する国際物流分野において、利用者に対して新たなサービスを提供することは、収益の多角化と経営基盤の強化を図るものであり、国民の利便の向上に繋がるとともに、日本郵政株式会社の早期上場を促すものと認められる。

今回の国際物流サービスは、輸送物の最大重量が大きいこと、輸送が継続・反復して行われること、法人を顧客とすること、目的地までの輸送を一貫して引き受けること及び申告納税方式による通関を行うこと等の点において、国際スピード郵便（EMS）を含む国際郵便とは異なるものとして取り組むべき競争分野のサービスである。郵便事業株式会社がこの業務を実施するにあたっては、適正な競争を確保する観点から、アームズ・レングスの原則に従うことが求められる。

2 申請に係る業務の認可に関する考え方

(1) 業務認可の要件

総務大臣は、今回の申請に係る業務の認可について、以下の点を確認しつつ行う必要がある。

① 目的内業務の遂行に支障がないこと

目的内業務である郵便の業務等の遂行に支障が生じることのないよう、今回の申請に係る業務について、採算性が見込まれること及び郵便事業株式会社の投資が適正な規模であること。

② 同種の業務を営む事業者の利益を不当に害さないこと

郵便事業株式会社が、今回の申請に係る業務を行う子会社の営業活動及び業務に対して、不当な方法で経営資源を供与する等の支援を行わないこと。特に、子会社との間で一部業務の受委託を行う場合、取引実勢等を勘案した適正な対価の授受により行うこと。

(2) 業務を実施する場合の留意事項

郵便事業株式会社は、収益の多角化と経営基盤の強化に向けて、その輸送ネットワークをより有効に活用するため、他の貨物運送事業者に対しても利用する機会を提供し、業務提携を図っていくことが重要である。

その際、提携相手に対して合理的な対価を提示していくために、原価構造等に係るデータの整備が求められる。これは、郵便事業株式会社が内部管理を適切に実施するためにも必要である。

(3) フォローアップ

総務大臣は、認可後も、今回の申請に係る業務が適切に実施されていることを継続的に確認するとともに、その結果について、郵政民営化委員会に対し報告されたい。